



監査役職務確認書改訂の解説

2024年3月19日 監査技術ゼミ

監査役職務確認書委員会 委員長 堀田和郎

本日の解説の内容



1. 監査役職務確認書委員会について
2. 監査役職務確認書の利用方法
3. 改訂内容(1) サステナビリティ課題
改訂内容(2) 内部通報制度
改訂内容(3) 会計監査人に関すること

1. 監査役職務確認書委員会について



2011年3月初版「監査役職務確認書 作成にあたって」

【はじめに】(以下、一部を抜粋)

そもそも監査役の使命は、企業が持続的成長を確保し社会的信頼に応える企業統治体制の確立に貢献することにあります。監査役制度改革の多くも、この使命をよりよく果たしうることを目指したものです。従って、現行の法制度の下で、監査役に認められている権限を十分に行使し、有効な監査を行っていくことが、絶え間なく取り組むべき重要かつ喫緊な課題であります。

この様な観点から、当会では、監査役がその職務を的確に遂行するために、自らの監査実務を点検、これを検証する「セルフチェックリスト」ともいうべき「監査役職務確認書」を作成することにいたしました。作成にあたっては、会社法・関連法令等を踏まえ、監査役が行うべき標準的な職務を怠りなく行うことを目指して取りまとめてあります。

1. 監査役職務確認書委員会について(つづき)

2023年度監査役職務確認書委員会の改訂検討(第14回改訂原案作成)

委員会メンバー(あいうえお順)

浅見公一、阿部俊彦、菊地浩二、下村恒一、中井淳夫、
堀田和郎(委員長)、森川英治、森田功(以上8名)

委員会活動

2023年10月から2024年1月 毎月1~2回の会議開催(約3時間)

全102項の項目を8名で分担し改訂案の原案作成、委員会会議で改訂の
根拠・理由を発表、意見交換し、改訂原案を決定した。

2024年2月 当会理事会に上程し、承認を得た。

2024年3月 HP掲載 確認書(全文版)、同(確認事項のみ版)

改訂について、 新旧対照表

*「コロナ禍を踏まえた監査役職務の留意点」は廃止

2. 監査役職務確認書の利用（本確認書の特徴）



(1) 次のような目的で利用することを想定しています。

- ①監査役の職務の概要を確認する
- ②監査役が負う法的責任の概要を知る
- ③監査役自身の職務遂行状況をセルフチェックする

(2)二通りの監査役職務確認書を使い分けることができます（word形式）。

- ・「確認書（全文版）」＝[確認事項]、[説明]（法的背景・根拠等）、[参考]（協会監査基準）、[監査のツボ]（アドバイス・実務知識等）＝参考書
- ・「確認事項のみ」の版＝チェックリスト

(3)会社の状況に合わせてカスタマイズできます。

大会社、会計監査人設置会社、上場会社等の特有の職務である場合は、その旨が分かるように記載しています。監査役の基本的な職務は共通する部分が多いですが、ご利用いただくに当たって、「当社には当てはまらない」と考えられる項目は除外してください。

2. 監査役職務確認書の利用(つづき)



(4) 確認書の活用例

確認書の活用によって、ご自身の監査役職務への理解度及び活動状況を確認することができます。次のような時期に利用ができる。

- ① 監査計画作成時⇒監査活動の範囲や重点監査項目を考えるときの参考
- ② 期末⇒1年の監査活動を振り返り、実行できた項目、できなかった項目をチェックし、さらに翌年度の監査計画を作成するときの参考にする。
- ③ 期中⇒監査活動状況を見直し、やり残したことがないかの確認をする。
- ④ 複数の監査役がいる場合、各自がセルフチェックした内容を参考にして意見交換し、監査役全員の監査活動状況の確認をする。

(5) 確認事項のチェックの仕方について

- ・ 確認事項の内容に当てはまる場合は、□の中に○や✓を入れる。
- ・ 確認事項の一部には当てはまるが、一部当てはまらない部分がある場合には、△などを記入し、確認事項の下部にある＜メモ＞欄にその旨記載し、後の振り返りに役立てる。

3. 改訂内容(1) サステナビリティ課題

【確認書改訂】Ⅱ－2. 取締役会等の意思決定・監督義務の履行状況
(確認書p.10~11、新旧対照表p.1) [監査のツボ]新設

4)最近、企業では、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題への対応が、重要な経営課題となっている。特に、上場会社においては、有価証券報告書に「サステナビリティに関する考え方及び取組」を経営方針・経営戦略との整合性を意識して記載しなければならない。監査役としても、取締役会がこのテーマを重要な経営課題として掲げ、積極的に取り組んでいるか、注意する必要がある(コーポレートガバナンス・コード原則2-3・補充原則2-3①、令和5年1月31日改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」)。

【改訂理由】

上場会社は、CGコード 第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働における 原則2-3・補充原則2-3①において「サステナビリティをめぐる課題」に積極的・能動的に取り組むよう検討することが求められている(2021年6月改訂)。企業内容等の開示に関する内閣府令(2023年1月31日)では、有価証券報告書に「サステナビリティに関する考え方及び取組」(人的資本を含む)を開示することになった。非上場会社含めると現状の各企業の取組には、濃淡、深淺がある。

3. 改訂内容(1) サステナビリティ課題

【参考】CGコード補充原則2-3①

取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。

【参考】CGコード第4章 取締役会の責務 補充原則4-2②

取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである。

また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。

3. 改訂内容(1) サステナビリティ課題

【参考】企業内容等の開示に関する内閣府令(2023年1月31日施行)
サステナビリティに関する考え方及び取組の開示においては、「ガバナンス」と「リスク管理」は、すべての企業において開示が求められ、「戦略」と「指標及び目標」は、企業において重要性を判断して開示することが求められている。

第二号様式記載上の注意(30-2) サステナビリティに関する考え方及び取組

- a 「サステナビリティに関する**ガバナンス**」及び「**リスク管理**」について記載する。
- b **戦略**(短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組)並びに**管理指標及び目標**のうち、重要なものについて記載する。
- c 人的資本(人材の多様性を含む。)に関する戦略並びに指標及び目標について
 - (a) 人材の**多様性の確保を含む人材の育成**に関する方針及び**社内環境整備**に関する方針(例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等)を戦略において記載すること。
 - (b) (a)で記載した方針に関する**指標**の内容並びに当該指標を用いた**目標及び実績**を指標及び目標において記載すること。

3. 改訂内容(1) サステナビリティ課題



【参考】サステナビリティ基準委員会(SSBJ) 2023年12月25日公表
「サステナビリティ開示基準に関する今後の計画」

(1)日本版S1基準の開発(日本版S1プロジェクト)

国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)のIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」(IFRS S1号)に相当する基準

(2)日本版S2基準の開発(日本版S2プロジェクト)

ISSB の IFRS S2 号「気候関連開示」(「IFRS S2号」)に相当する基準

遅くとも2025年4月1日以後に開始する事業年度から早期適用が可能となる予定である。3月決算企業を想定した場合、2026年6月末までに公表される2026年3月期に係る有価証券報告書から当委員会が公表する基準に基づくサステナビリティ開示が可能となる予定である。

【参考】監査懇話会 2023年10月3日監査技術ゼミ 公認会計士 久保恵一氏講演
「サステナビリティ情報開示の最新事例とその在り方」

【参考】EY情報センサー2023年新年号特別寄稿 獨協大学 法学部教授 高橋均氏
「ESG経営と監査役の対応」

3. 改訂内容(2) 内部通報制度



【確認書改訂②】Ⅱ―5. 会社法に基づく内部統制監査(内部通報制度)
(確認書p.14~15、新旧対照表p.1) [確認事項] □4. □5. 改訂(文章修正)

□1. 内部統制システムの構築・運用・評価が適切に行われていること、及びその結果に基づき取締役会で必要な都度見直しが行われていることを確認した。

□2. 会社法並びに関連法令に基づく内部統制システム構築について取締役会で決議している場合(大会社以外の会社を含む)、決議の内容及び運用状況の相当性を確認した。

□3. 会社法並びに関連法令に基づく内部統制システム構築について取締役会で決議している場合(大会社以外の会社を含む)、決議内容及び運用状況が事業報告において適切に開示されていることを確認した。

□4. 内部通報制度が公益通報者保護法の趣旨に沿って構築されていることを確認した。(2023年版:利用しやすいものになっていることを確認した。)

□5. 内部通報制度が従業員に周知され、内部通報した者が不利益にならないよう実効的に運用されていることを確認した。(← 2023年版:「実効的」の語句がなかった。)

□6. 反社会的勢力との関係を遮断する内部統制システムが構築・運用されていることを確認した。

3. 改訂内容(2) 内部通報制度



【確認書改訂②つづき】Ⅱ-5. 会社法に基づく内部統制監査
(確認書p.14~15、新旧対照表p.2) [説明](5)(6)新設

(5)2022年6月施行の改正公益通報者保護法では、常時使用する労働者が300人を超える事業者には内部通報制度(公益通報体制)の整備及び公益通報対応業務従事者の設置を義務付けている。

当該従事者には、刑事罰付きの守秘義務が課せられることになり、通報者と通報内容の保護を促進することが期待されている。

常時使用する労働者が300人以下の事業者の場合、体制整備と対応業務従事者の設置は、法では努力義務としているが、対応業務従事者を設置した場合には、守秘義務が同様に課せられる(公益通報者保護法11・12)。

(6)上場会社においては内部通報に係る適切な体制整備を行い、取締役会は、体制整備を実現するとともに、運用状況を監督することが求められている(コーポレートガバナンス・コード原則2-5・補充原則2-5①)。

(7)内部通報制度においては、内部通報された情報が監査役に伝達される体制が必要である。監査役を内部通報の窓口のひとつとする企業もある。監査役としては、通報者の不利益取扱いの禁止や秘密保持に関する内部通報制度の仕組みが明記された社内規程の整備、及び従業員等への周知徹底等の状況を確認

3. 改訂内容(2) 内部通報制度



【確認書改訂②つづき】Ⅱ-5. 会社法に基づく内部統制監査
(確認書p.14~15、新旧対照表p.2) [監査のツボ] 3)新設

2023年版の[説明](5)と[監査のツボ]3)の趣旨を統合した。

3)内部通報制度は内部統制システムの一部である。内部通報制度は内部統制システムの網の目から漏れた違法行為等のリスク情報を問題が大きくなならないうちに、通常の業務上の報告ルートとは別にバイパスルートを設定することによって吸い上げるものである。会社自身の自浄作用という重要な機能を果たす。内部告発により不祥事が表面化し大きなダメージを受けている企業が多いが、内部通報制度の充実によりリスクの減少を図ることが重要である。

【参考】改正公益通報者保護法(2022年6月1日施行)

第2条(定義)第3項 この法律において「通報対象事実」とは、次の各号のいずれかの事実をいう。(以下、一号のみ掲載、二号省略)

一 この法律及び個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律として別表に掲げるもの(これらの法律に基づく命令を含む。以下この項において同じ。)に規定する罪の犯罪行為の事実又はこの法律及び同表に掲げる法律に規定する過料の理由とされている事実

3. 改訂内容(2) 内部通報制度



【参考】改正公益通報者保護法(2022年6月1日施行)

(事業者がとるべき措置)

第11条 事業者は、第3条第1号及び第6条第1号に定める公益通報を受け、並びに当該公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務(次条において「公益通報対応業務」という。)に従事する者(次条において「**公益通報対応業務従事者**」という。)を定めなければならない。

2 事業者は、(一部省略)第3条第1号及び第6条第1号に定める公益通報に応じ、適切に対応するために**必要な体制の整備その他の必要な措置**をとらなければならない。

3 **常時使用する労働者の数が三百人以下の事業者**については、第1項中「定めなければ」とあるのは「定めるように**努めなければ**」と、前項中「とらなければ」とあるのは「とるように**努めなければ**」とする。

(公益通報対応業務従事者の義務)

第12条 **公益通報対応業務従事者**又は公益通報対応業務従事者であった者は、正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって**公益通報者を特定させるものを漏らしてはならない(罰則規定がある)**。

3. 改訂内容(2) 内部通報制度

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(令和6年1月31日現在)
467の法律が列挙されている。

労働環境に関する法律では、労働基準法、労働安全衛生法、労働関係調整法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(30条の3:パワハラ規制)、労働者災害補償保険法が含まれるが、

セクハラ、マタハラを規制する男女雇用機会均等法(11条、11条の3)は、含まれていない。消費者庁「公益通報ハンドブック」によれば、次の記載がある。

「**パワー・ハラスメント**は労働施策総合推進法、**セクシュアル・ハラスメント**は男女雇用機会均等法においてそれぞれ規定されていますが、いずれも犯罪行為若しくは過料対象行為又は最終的に刑罰若しくは過料につながる法令違反行為とされていないことから、**これらの法律違反についての通報は、公益通報には該当しません**。なお、ハラスメントが暴行・脅迫や強制わいせつなどの犯罪行為に当たる場合には、公益通報に該当し得ます。」

* 会社内の内部通報に関する規程等には、どのような通報内容を通報者保護の対象にするのかを明確にしておく必要があると考えられる。

3. 改訂内容(2) 内部通報制度



【参考】その他の参考文献

消費者庁「事業者がとるべき指針」(公益通報者保護法第11条第1項・第2項)

消費者庁「公益通報者保護法に基づく指針の解説」

消費者庁「公益通報ハンドブック 改訂版」

日本監査役協会「改正公益通報者保護法施行に当たっての監査役等としての留意点」(2022年4月25日)

監査懇話会 2023年12月19日監査実務研究会 森田功氏講演

「改正公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度に対する監査役等の関わり(第2弾)」

3. 改訂内容(3) 会計監査人【改訂①】



【確認書改訂①】 Ⅲー2. 会計監査人設置会社の監査
(確認書p.27~28、新旧対照表p.6) [説明](2) 文章修正

(2)会計監査人の監査方法の相当性については、会計監査人の策定する監査計画、会計監査人の設定する重点監査項目、**期末監査に関する報告等、及び上場会社の場合、半期報告書レビューに関する報告等**を聴取し、各事項の相当性を判断する(会社397)。つまり、当該監査の実施時において、会計監査人による監査が必要とされる水準の手段を用い、必要事項に対して網羅的に漏れなく監査が実施されているかどうかについて評価を行う。

(「期末監査に関する報告」「半期報告書レビューに関する報告」を追記した。)

【改訂理由】

- ①監査方法の相当性判断では、「期末監査の報告」を聴取することも必要なため
- ②「金融商品取引法改正(2023年11月20日)により2024年4月1日以後、第1・第3四半期報告書が廃止され、上場会社等の法的開示義務は、半期報告書と決算期有価証券報告書の開示となった。

3. 改訂内容(3) 会計監査人【改訂①】



【参考】

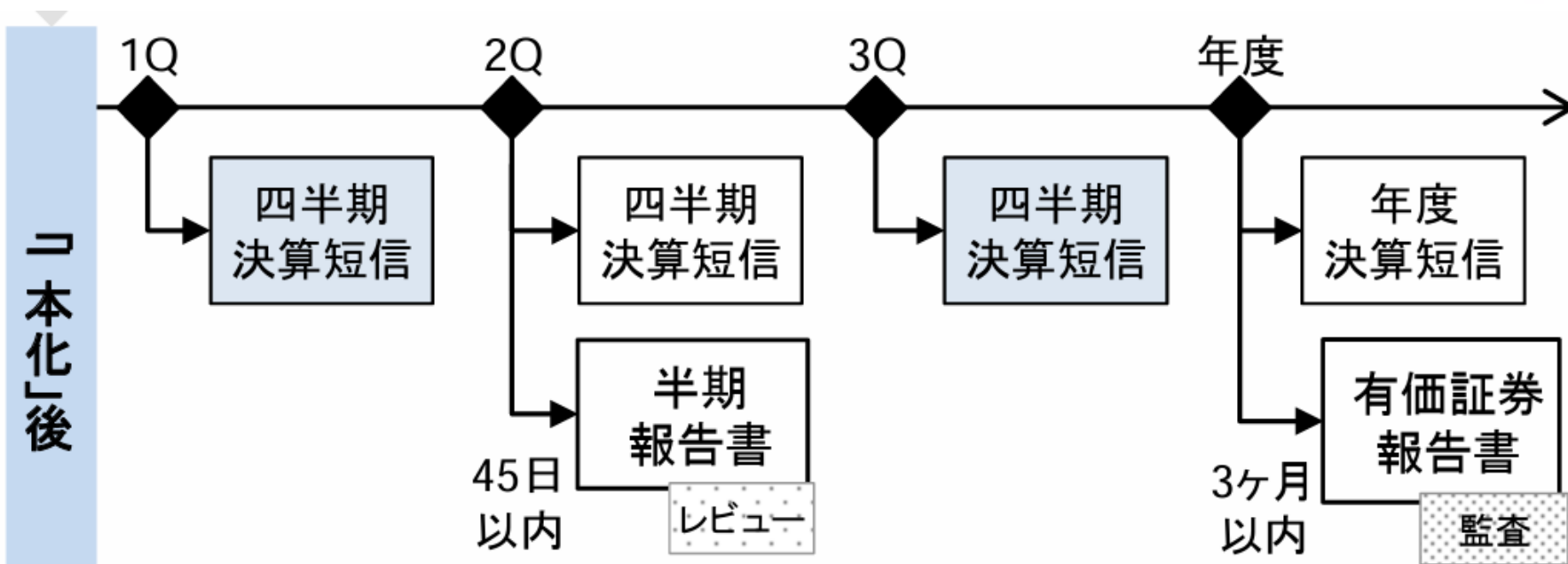
- ①2022年12月 「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告」
 - ・上場企業の第1・第3四半期について、金融商品取引法上の四半期報告を廃止する金商法改正、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化することを提言。
 - ・第1・第3四半期報告書の廃止に伴い、第2四半期報告書は「半期報告書」に変更する。記載内容は、現行の第2四半期報告書と同程度とする。具体的な内容は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」で規定する。
 - ・監査人によるレビューを受ける。
 - ・提出期限は決算後45日以内
- ②2023年11月 「金融商品取引法等の一部を改正する法律」成立
施行日は、2024年4月1日。
- ③「企業内容等の開示に関する内閣府令一部改正」(2024年4月1日施行)
- ④金融庁・企業会計基準委員会 「四半期レビュー基準」を「期中レビュー基準」に改める(2024年4月1日以後適用)。

3. 改訂内容(3) 会計監査人【改訂①】



(参考:前ページよりつづく)

⑤東証「金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等について」(2023年12月18日)



(2023年9月5日企業会計審議会第54回監査部会 事務局資料1 より)

3. 改訂内容(3) 会計監査人【改訂①】



【参考】

四半期報告書(第1・第3四半期)が四半期決算短信に一本化される。

東証「四半期決算短信」の義務付け事項

①開示すべき事項は、次のとおり。

- ・四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、包括利益計算書
- ・継続企業の前提に関する注記
- ・株主資本の金額の著しい変動があった場合の注記
- ・会計方針、会計上の見積等の変更
- ・四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記
- ・セグメント情報等の注記
- ・キャッシュ・フローに関する注記(四半期連結キャッシュ・フロー計算書を任意に開示する場合、注記は不要)

②監査法人等のレビューは任意とする。ただし直近に無限定適正意見以外の監査意見が付されている場合、直近の内部統制報告書に開示すべき重要な不備がある場合などは、レビューを受けなければならない。

3. 改訂内容(3) 会計監査人【改訂②】

【確認書改訂②】Ⅲ一3. 会計監査人の選任等・会計監査人の報酬等について確認
(確認書p.28~29、新旧対照表p.7) [説明](2) 新設

(2)上場会社等の場合、日本公認会計士協会の「上場会社等監査人名簿」に登録された公認会計士又は監査法人を会計監査人として選任しなければならない。登録された「登録上場会社等監査人」は、上場会社等の財務書類に係る監査業務等を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制が整備されていると認定されている(金商193の2、公認会計士法34の34の2)。

【参考】改正金融商品取引法193条の2(2023年・令和5年4月1日施行)
(公認会計士又は監査法人による監査証明)

第百九十三条の二 **金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社**その他の者で政令で定めるもの(以下この項及び次条において「特定発行者」という。)が、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるもの(第四項及び次条において「**財務計算に関する書類**」という。)には、その者と特別の利害関係のない**公認会計士又は監査法人**(特定発行者が公認会計士法第三十四条の三十四の二に規定する**上場会社等である場合にあっては、同条の登録を受けた公認会計士又は監査法人に限る。)**の監査証明を受けなければならない。

3. 改訂内容(3) 会計監査人【改訂②】



【参考】令和4年改正公認会計士法34条の34の2(2023年4月1日施行)

第三十四条の三十四の二 公認会計士及び監査法人は、日本公認会計士協会による上場会社等監査人名簿への登録(以下この章(第三十四条の三十四の六第一項第二号ハ及び第三号ハ並びに第三十四条の三十四の八第二項第二号及び第三号を除く。))において単に「登録」という。)を受けなければ、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の政令で定める者(以下この章において「上場会社等」という。)の財務書類について第二条第一項の業務(金融商品取引法第百九十三条の二第一項及び第二項に規定する監査証明に係るもの)に限る。以下この章において同じ。)を行ってはならない。

【参考】会社法344条

監査役設置会社においては、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監査役(監査役の過半数をもって、又は監査役会)が決定する。

3. 改訂内容(3) 会計監査人【改訂③】



【確認書改訂③】Ⅲ－4. 会計監査人との連携について確認
(確認書p.29~31、新旧対照表p.7) [説明](9) 新設

(9)日本公認会計士協会「倫理規則」によれば、上場会社等と監査契約を締結している公認会計士又は監査法人(及びネットワーク・ファーム)が、当該会社(子会社等を含む)とアドバイザリー業務やコンサルティング業務等の非保証業務の契約をする場合、監査役の事前の了解を必要とする(日本公認会計士協会「倫理規則」R600.22 2022年7月25日最終改正)。監査役(会)は、事前了解するための手順・手続をあらかじめ定めておき、関係業務担当取締役と連携を図りつつ、会計監査人・監査人が監査業務において独立性を保持できているかを慎重に検討し回答する。

【改訂理由】

取締役等が監査法人等と非保証業務の締結をする場合、監査法人等は、日本公認会計士協会の「倫理規則」に従い、監査法人等から監査役にコミュニケーションを申し出る旨の規定が設けられた。

3. 改訂内容(3) 会計監査人【改訂③】



【参考】日本公認会計士協会「倫理規則」

《セクション600 監査業務の依頼人に対する非保証業務の提供》

R600.22 会計事務所等又はネットワーク・ファームは、社会的影響度の高い事業体の監査役等との間で合意したプロセスに基づいて、又は個別の業務に関して、次のいずれの事項にも監査役等が了解しない限り、R600.21項に規定されているいずれの事業体に対しても非保証業務を提供してはならない。

(1) 業務の提供により、社会的影響度の高い事業体の**監査人としての会計事務所等の独立性**に対する阻害要因は生じないという会計事務所等による結論又は識別された阻害要因が許容可能な水準にある、若しくは許容可能な水準にない場合には、除去されるか、許容可能な水準にまで軽減されるという会計事務所等による結論

(2) 業務の提供

【参考】社会的影響度の高い事業体(PIE=Public Interest Entity)

公認会計士法の規定する大会社等を指す。以下を含む。

会計監査人設置会社(資本金100億円未満及び負債1000億円未満の会社は除く)

金融商品取引法監査対象会社(国内上場会社等)、銀行、保険会社、信用組合、等

3. 改訂内容(3) 会計監査人【改訂③】



【参考】公認会計士・監査法人は、以下の業務に従事する。

監査業務（レビュー 業務を含む）	監査以外の保証業務	アドバイザー業務、 コンサルティング業務等
監査業務	非監査業務	
保証業務		非保証業務

【参考】日本監査役協会「日本公認会計士協会「倫理規則」の改正を踏まえた 監査役等の実務に関する Q&A集」(2023年1月18日)

- ①監査業務(保証業務):財務諸表監査、計算関係書類監査、内部統制監査
- ②監査以外の保証業務:サステナビリティや温室効果ガス等に関する実績・記述等の保証
- ③非保証業務: アドバイザリー業務、コンサルティング業務等

* 非保証業務の契約は、日本国内の親会社・子会社が契約するだけでなく、海外子会社が単独で、財務諸表監査を依頼しているネットワークファームと契約する場合もある。親会社関連部門・親会社監査役等が事前に情報入手できるようにする。

財務諸表監査業務の独立性が損なわれることがないかがポイントになる。

主に「自己利益」と「自己レビュー」が阻害要因となりやすい。

3. 改訂内容(3) 会計監査人【改訂④】



【確認書改訂③】Ⅲ－4. 会計監査人との連携について確認
(確認書p.29~31、新旧対照表p.7~8) [監査のツボ]2) 語句修正

2)日本公認会計士協会は、監査人(公認会計士又は監査法人を指す)が監査契約をする会社の取締役、従業員等の違法行為又はその疑いに気付いた場合、経営者及び必要に応じて監査役等に報告し対応を促さなければならないとしている。この場合の違法行為の対象となる法令には、財務諸表の作成・開示に関して遵守すべき法令のみならず、汚職・贈収賄、マネーロンダリング、情報保護、環境保護、公衆衛生・安全等に関する法令など広範囲の法令が含まれる(日本公認会計士協会「倫理規則」R360.13 2022年7月25日最終改正)。監査役(会)は、法令に従った事業活動が行われるように監視するとともに、監査人から報告を受けたときは、迅速に調査し、是正するように行動しなければならない。

【改訂理由】

従来の「違法行為への対応に関する指針」は、2022年7月25日改正の「**倫理規則**」(**セクション360違法行為への対応**)にその趣旨を包含することになり、また、「違法行為への対応に関する指針」は廃止されたため、それに伴い根拠文献を修正をした。

3. 改訂内容(3) 会計監査人【改訂④】



【参考】「倫理規則」セクション360 違法行為への対応

360.5 A2 本セクションが取り扱う違法行為に関連する法令は、例えば、次の事項を扱う法令である。

- (1) 不正、汚職及び贈収賄
- (2) マネー・ローンダリング、テロリストへの資金供与及び犯罪収益
- (3) 証券市場及び証券取引
- (4) 銀行業務並びにその他の金融商品及びサービス
- (5) 情報保護
- (6) 税金及び年金に係る債務及び支払
- (7) 環境保護
- (8) 公衆衛生及び安全

R360.11 会員は、違法行為が発生した、若しくは発生し得ると認識し、又はその疑いを持った場合、適切な階層の経営者及び適切な場合には監査役等と当該事項について協議しなければならない。

3. 改訂内容(3) 会計監査人【改訂④】



R360.13 会員は、経営者及び適切な場合には監査役等と違法行為又はその疑いについて協議する際に、経営者又は監査役等が対応策を講じていない場合には、適切かつ適時に次のいずれかの対応策が講じられるように、**経営者又は監査役等に要請しなければならない。**

- (1) 違法行為を阻止若しくは是正し、又はそれらの影響を軽減すること。
- (2) まだ発生していない場合には、違法行為を未然に防ぐこと。
- (3) 法令が要求する場合又は公共の利益のために必要な場合、適切な規制当局に当該事項を報告すること

R360.20 会員は、経営者及び監査役等の対応を踏まえ、公共の利益のために追加的な対応を行うことが必要かどうかを判断しなければならない

360.21 A1 会員がとり得る追加的な対応には、次のものが含まれる可能性がある。

- (1) 法令で要求されていない場合であっても**適切な規制当局に当該事項を報告すること。**その報告は、R114.1項に従って守秘義務が解除される正当な理由に該当することを確認する。
- (2) 法令で許容されている場合、**業務を辞退又は契約を解除すること。**

3. 改訂内容(3) 会計監査人【改訂④】

【参考】金融商品取引法193条の3(法令違反等事実発見への対応)

第1項 公認会計士又は監査法人が、前条第1項の監査証明を行うに当たつて、特定発行者における法令に違反する事実その他の**財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実**(次項第1号において「法令違反等事実」という。)を**発見したときは**、当該事実の内容及び当該事実に係る**法令違反の是正**その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該特定発行者に書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより**通知しなければならない**。

【参考】財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第七条(法令違反等事実の通知)

監査証明を行うに当たり特定発行者(法第百九十三条の二第一項に規定する特定発行者をいう。第九条第一項第二号において同じ。)における**法令違反等事実**(法第百九十三条の三第一項に規定する法令違反等事実をいう。)を**発見した公認会計士又は監査法人は**、当該事実の内容及び当該事実に係る**法令違反の是正**その他の適切な措置をとるべき旨を書面又は次条に定める方法により、**当該特定発行者の監査役又は監事その他これらに準ずる者**(法第百九十三条の三第一項に規定する適切な措置をとることについて他に適切な者がある場合には、当該者)に対して通知しなければならない。

3. 改訂内容(3) 会計監査人【改訂④】

【参考】公認会計士協会「倫理規則」(全242頁)のその他の重要な項目

①(セクション100)遵守すべき倫理上の基本原則

職業的専門家としての誠実性、客観性、能力、守秘義務、遵守の行動

②(セクション410)監査及びレビュー業務における独立性(報酬依存度)

会計事務所等の総収入のうち、特定の監査業務の依頼人からの総報酬が占める割合(報酬依存度)が高い場合、当該依頼人からの監査その他の報酬を失うことへの懸念は、不当なプレッシャーという阻害要因を生じさせる。

(連続2年間15%規定、連続5年間30%規定)

③(セクション540)監査及びレビュー業務における独立性(長期関与)

監査業務の依頼人及びその環境の理解は監査の品質にとって欠かせないものの、担当者が監査業務チームの構成員として長期にわたって関与している場合、依頼人との人間関係を失いたくないなどの馴れ合いが生じ、判断に不当な影響を与える可能性がある。累積7会計期間関与後、担当業務の職位に応じてクーリングオフ期間を設けなければならない(詳細な規定あり)。

【参考】日本監査役協会「会計監査人の評価及び選定基準策定関する監査役等の実務指針」(2023年12月21日改定)

ご清聴ありがとうございました。



【参考】 本日の講師(堀田和郎)の略歴

1973年4月 (株)近鉄航空貨物(現、近鉄エクスプレス)入社

航空輸出貨物営業、海上貨物業務、国際物流業務、情報システム業務経験

2006年6月 (株)近鉄エクスプレス 常勤監査役就任

2010年6月 子会社近鉄ロジスティクス・システムズ(株)監査役就任

2012年2月 監査役退任

2011年1月 監査懇話会入会 2014年5月 理事就任 2022年5月理事退任

【職歴】監査セミナー委員、SG分科会委員、

監査役職務確認書委員会(2015年委員長就任、現在に至る)、

職務確認書委員会(企業集団、監査等委員会各委員長)、

監査役実務マニュアル委員会委員長、監査基礎講座講師、等

監査懇話会HPリニューアルプロジェクト(2017年)担当